

「横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告」について

1 専決年月日

平成20年4月25日

2 条例の一部改正の内容

横浜市手数料条例のうち戸籍謄・抄本等の手数料については、戸籍法の条文を引用して規定されております。平成20年5月1日施行の戸籍法改正に伴い、新たに条文が加わりましたので、手数料条例で引用する条文を加えるものとします。

3 専決処分にする理由

戸籍法改正に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が改正され、この通知が、平成20年第1回市会定例会最終日（3月25日）に到達し、議案上程に間に合わなかったこと及び改正戸籍法が5月1日から施行されることから、市長専決処分とし、平成20年第2回市会定例会の報告案件とさせていただきます。

【 参 考 】

■戸籍法の改正内容

- (1) 従来の戸籍法は、何人でも戸籍謄・抄本等の交付の請求ができる旨の規定がありました。今回の改正により、請求主体別に ①本人等、②第三者、③公的機関、④弁護士等、など個別に規定されました（除かれた戸籍も同様）。
- (2) 今回の改正による新設の条文として、統計の作成や学術研究で、公益性が高い事業について戸籍等の情報提供ができることが規定されました。

改正後	改正前
第10条第1項 ・本人等請求	第10条第1項 何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。 〔 施行規則第11条で「請求事由の明示不要の場合」の例として本人等請求、公用請求、弁護士等請求などがあげられている。 〕
第10条の2第1項 ・第三者請求	
第10条の2第2項 ・公用請求	
第10条の2第3項から第5項 ・弁護士等請求	
第12条の2 ・除籍謄・抄本の請求	第12条の2第1項 ・除籍謄・抄本の請求
第126条 学術研究等の目的のための戸籍情報の提供	